

新得駅前公衆無線LAN環境整備事業
仕様書

平成30年6月
新得町

新得駅前公衆無線LAN環境整備事業仕様書

1 事業の名称

新得駅前公衆無線LAN環境整備事業

(無線システム普及支援事業費等補助金「公衆無線LAN環境整備支援事業」)

2 事業概要

新得町において、以下に定める整備対象エリアの公衆無線LAN(Wi-Fi)サービスを提供することにより、国内外の観光客を含めた施設利用者がスマートフォン、タブレット端末等を利用して手軽にSNS等で情報発信を行う等の無料でインターネットに接続できる環境や、ネットワークが輻輳する災害時でも安定したインターネットによる通信を確保し、避難者による避難情報の取得や安否情報を発信する環境の整備を目的とする。

3 事業の目的

本業務は平成30年度総務省当初予算である無線システム普及支援事業費等補助金「公衆無線LAN環境整備支援事業」を活用して、インバウンド旅行者等の交通機関の乗り換え地点である新得駅周辺の観光案内所にアクセスポイントを設置し、インターネット環境を整備することで災害発生時にも観光客等が広く情報収集できる状態を確保する。また、平時にも観光情報を発信し、利用を促すことで利便性の向上を図る。

4 工期

契約締結の日から平成31年3月31日まで

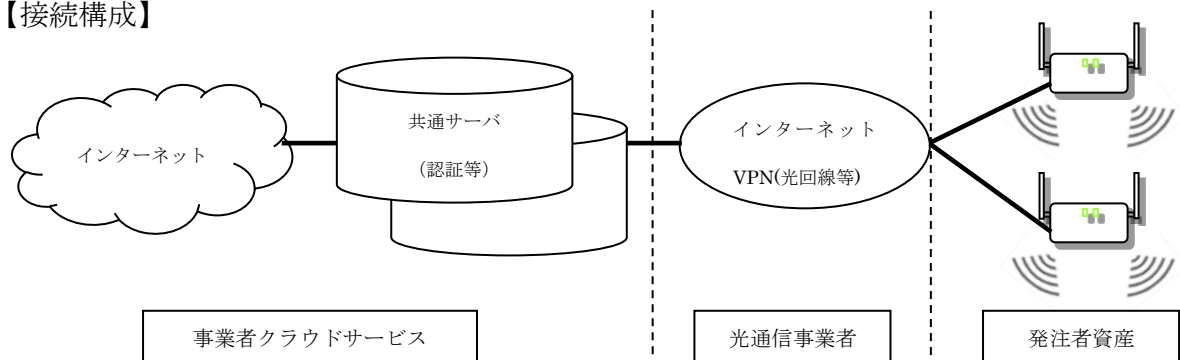
5 事業内容

下記に定めるとおり対象エリアにおいて、公衆無線LAN環境の整備を行う。

(1) 全般

- ・公衆無線LAN環境の接続構成の概略を下図に示す。
- ・認証サーバ等は受注者若しくは受注者が委託する事業者によるクラウドサービスとし、発注者は電気通信事業者の登録等を行わない。ただし、各拠点の公衆無線LANアクセスポイント設備等は発注者資産保有とし、各拠点からクラウドサービスを通じて認証等を行うものとする。

【接続構成】



(2) 利用環境

- ・整備対象エリアにおいて、全ての人（国内の通信サービス事業者と契約していない訪日外国人等も含む）が無料で公衆無線LAN（W i - F i）を利用してインターネット接続ができること。

(3) サーバ及びインターネット

- ・利用者がインターネット接続するための環境（回線およびI S P契約）は新規に設置または受注者の既存設備を活用し、整備を行うこと。
- ・サーバ設備については、次回設備更改の費用軽減のため受注者のサービスとして提供され、受注者により長期的に設備の維持運用が可能なこと。
- ・サーバ設備の設置場所は受注者にて確保すること。なお、設置場所の確保に係る費用（設置費用・電気料）は受注者が負担すること。
- ・公衆無線LANの接続制限時間及び回数は発注者が任意に指定できること。
- ・有害サイトのフィルタリング機能を設定できること。
- ・サーバのセキュリティ対策を含む運用業務は受注者が実施すること。
- ・W i - F iクラウドを形成するサーバ等の機器構成は二重化されていること。
- ・W i - F iクラウドの利用実績について本町と同等以上の規模での運用実績があること。

(4) ポータルサイト

- ・利用者が本業務により提供する公衆無線LANサービスに接続した場合、最初に独自ポータルサイトの表示を可能とすること。
- ・ポータルサイトにおいて発注者で独自の情報発信を可能とする仕組みを有するものであること、また具体的な情報発信の提案もすること。なお、情報発信するための提案については、本業務の費用に含めなくてよい。
- ・ポータル画面は多言語に対応すること、なお、日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、フランス語、タイ語への対応は必須とする。
- ・利用者が言語を選択することなく、ブラウザ言語設定に即した言語のポータル画面を自動的に表示できる機能を有すること。ポータルサイトの対応言語以外の場合は特定の言語にて表示が可能であること。
- ・発注者が指定するウェブコンテンツへのリダイレクトを可能とすること。
- ・利用者が遵守すべき事項や、公衆無線LANサービスの内容・機能を明記した利用規約及びセキュリティに関する規約を策定し、利用開始前に利用規約及びセキュリティに関する規約を標記し、利用者に同意を得ること。
- ・利用規約及びセキュリティに関する規約の標記は、日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、フランス語、タイ語への対応は必須とする。

(5) 認証

- ・公衆無線LANサービスの犯罪利用等の防止のため、利用時の認証は本人性が確認でき

る認証を行うこと。認証方法はSNSアカウントを利用した認証方式と利用していることの確認を含めたメールリターン認証方式の両方を可能とすること。

- ・ SNSアカウント認証は Facebook、Google+、Twitter、Yahoo!ID 等の連携を可能とすること。
- ・ メールリターン認証は認証画面に入力したメールアドレスに送られる本登録用メールに記載されたURLをクリックすることで認証完了とすること。なお、国内の通信サービス事業者と契約していない訪日外国人等は本登録用メールの受信が困難なため、手続きに必要な一定時間（10分程度）はインターネット接続を可能とすること。
- ・ 登録した利用者情報を一定期間保持し、一度利用者情報を登録した利用者は再度のアクセス時にエントリ画面が簡易となるようにすること。

(6) 災害時の対応

- ・ 災害時には利用者登録の有無に関わらず、認証等を省略して利用者にインターネット接続を開放する機能を有すること。
- ・ 接続後は発注者が指定する平時と異なるURLへ画面遷移させることができること。
- ・ 災害時には災害用ポータル画面へ遷移させ、災害用ポータル画面に災害情報等を表示する機能を有すること。
- ・ 災害時のモード切替は発注者からの依頼に基づき迅速に切り替える運用と、気象庁等の災害情報に基づいて自動的に切り替える運用の両方に対応できること。
- ・ 他の自治体で実際の災害時における対応実績を示すこと。

(7) 認証連携

- ・ 外国人観光客のゲートウェイである東京都、新千歳空港、札幌市の公衆無線LANサービス、及び主要コンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート）の公衆無線LANサービスと認証連携が出来るWi-Fi接続アプリ「japan connected-free Wi-Fi」による認証連携に対応していること。

※認証連携とは日本人、外国人を問わず、Wi-Fi接続アプリに認証用情報（メールアドレス等）を一度入力することで、複数のサービスの認証が行える仕組みをいう。

- ・ 一度認証登録した利用者は、再度のアクセス時にエントリ画面が簡易となるようにすること。また、登録した利用者情報は初回登録後、6ヶ月以上保持すること。利用者情報はクラウド側で保持すること。

(8) アクセス回線

- ・ 整備エリアのアクセス回線は最大1Gbpsの通信が可能な光回線を使用することとし、発注者が設置（通信事業者により設置）するものを利用すること。但し、光回線が未提供エリアは他のアクセス回線（LTEや無線装置等）を使用すること。
- ・ アクセス回線のインターネット接続サービス（ISP契約）は発注者が用意するものを利用すること。

(9) アクセスポイント

- ・アクセスポイントは以下の機能を満たすこと。

項目		機能
使用可能周波数		2.4GHz 帯、5GHz 帯の両方に対応可能
無線LAN規格		IEEE802.11a/g/n/ac
SSID		少なくとも8個以上
動作環境	屋内用AP	温度：0～+40℃ 湿度：5～95%（結露なきこと）
	屋外用AP	温度：-40～+60℃ 湿度：5～95%（結露なきこと）

- ・発注者が指定する固有のSSIDを利用できること。
- ・SSID接続後、スマートフォンのブラウザ等を起動後、無料インターネット接続機能等を案内するポータル画面が表示されること。
- ・アクセスポイントを設置する場所の詳細は発注者と協議のうえ決定するものとするが、各設置場所における公衆無線LAN利用エリアの範囲が最大となるよう、現場調査等を実施し、その根拠となる資料を提出すること。
- ・アクセスポイントの設置場所については、安全性の確保や電波調査等の実施による最適な設置場所の検討を実施し発注者と協議のうえ決定すること。
- ・屋外に設置するものについては、台風等の荒天時や冬期間にも対応可能であること。設置にあたっては、安全かつ安定した設置場所を確保するとともに、景観を損なわないように留意すること。
また、ワイヤ設置等のアクセスポイント落下未然防止策を講じること。
- ・整備エリアの環境や特性に応じ、有効伝送距離、電波干渉への対応等を考慮すること。
- ・利用者が整備エリア間を移動した際においてもシームレスな接続を保持すること。
- ・遠隔監視に対応可能であること。
- ・各拠点のアクセスポイント設置に際し、公衆無線LAN環境整備に必要となるスイッチ機器等については、本業務の範囲として必要機器の準備等を含めて受注者にて環境整備を行うこと。
- ・調査、設計、施設管理者との調整、諸手続き、設置工事等、機器整備に必要となる全ての事項については、受注者の業務範囲とする。

(10) セキュリティ対策

- ・ウィルス対策や不正アクセス防止、改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること。
- ・悪意ある第三者からの攻撃への対策として、端末同士の通信を拒否する設定をネットワーク上で行うこと。
- ・アクセスログやMACアドレス等をサーバ等に保持すること。
- ・アクセスポイント側のルータからデータセンタまでのネットワークをVPN網等によりグループ化し、グループ外の回線からの接続を拒否すること。

(11) 整備対象エリア

- ・整備対象エリアは下記のとおり。なお、各エリアのアクセスポイントとも、同時接続端末数が概ね100台以上になるよう設計を行うこと。

街区		対象エリア
新得町観光案内所	屋内 屋外	観光案内所、案内所駐車場及びエントランス周辺
旧産業振興会館	屋内	駅前サテライト内

- ・対象エリアで利用者が可能な限り広い範囲で利用できるよう、アクセスポイントを適切に設置すること。

(12) 運用方法

- ・安定的な公衆無線LANサービスを継続的に提供できるよう、拠点側設備からクラウドネットワークまで、一元的に運営管理を実施することができる体制を有すること。
- ・発注者からの指示により、任意にサービス提供時間を変更できること。
- ・保守対応等に伴う停止を行う場合は、発注者へ事前に通知すること。
- ・アクセスログ、MACアドレス、利用者情報等の利用履歴を適切に蓄積・管理し、6ヵ月以上保持すること。
- ・事件、事故等により警察からログの提出を求められた場合には、発注者の指示に基づき迅速に対応すること。
- ・無線LANアクセスポイントは、動作状態の確認のため、PING等により死活監視を行うこと。
- ・障害発生時は、速やかに復旧作業を行うこと。

(13) 問い合わせ対応

- ・障害発生時において、発注者からの連絡を受け付ける窓口を設けること。

(14) 周知

- ・サービスの周知及び利用促進のためのロゴ等について発注者に提案を行うこと。

(15) 月次レポート

- ・公衆無線LANサービスの利用動向について、日別、月別でのインターネット認証数、利用時間帯、利用デバイス、利用言語別の利用数等の統計データを毎月報告すること。
- ・利用者数については、利用言語、利用時間帯、デバイス種別等により集計し、集計結果をグラフ等で可視化すること。

(16) 業務報告

- ・整備業務完了後、整備箇所におけるアクセスポイント及びケーブル等の写真及び図面、利用可能範囲を示した図面を提出すること。(冊子2部及び電子データ)

(17) 民間事業者と連携した公衆無線LANサービスの拡大（官民連携）

- ・総務省が支援を行う対象拠点の考え方に則り、本事業による整備業務完了後に、民間を含む他の商業施設等において、本業務と統一性のとれた公衆無線LANサービスを整備できること。

(18) 追加提案

- ・本業務の目的に資する追加提案がある場合はこれを妨げない。
- ・本町の観光促進、若しくは観光客おもてなしの施策について提案を行うこと。なお、本施策の提案については、本業務の費用に含めなくてよい。

6 見積もり

(1) 整備経費

- ・「5 業務内容」を実現するために必要な整備経費を全て含むこと。
見積りは下記項目に分計すること。
 - サーバ（セキュリティ対策や運用のための機能を含む）
 - アクセスポイント（事前・事後の電波環境調査を含む）
 - 保守のために予備機を用意する場合の費用
 - アクセス回線およびインターネット接続サービス
- ・追加で提案する機能に関する見積もりについては上記とは別に提出すること。

(2) 運用経費

- ・「5 業務内容」を実現するために必要な年間の運用経費を全て含むこと
見積もりは下記項目に分計すること。
 - 運用保守費用（公衆無線LANの監視・運用・保守に関する費用）
 - アクセス回線およびインターネット接続サービス
- ・追加で提案する機能に関する見積もりについては上記とは別に提出すること。

以上